

別表

佐賀県産業イノベーションセンター
ものづくり企業イノベーション促進事業費補助金審査基準

項目及び配点

項目	観点	配点
事業内容の妥当性	事業目的が補助事業の趣旨及び交付対象の事業に合致するか。	10点
事業実施の妥当性	事業に伴う効果が短期的に終わるものではなく、長期的に及ぶことを想定したものになっているか。	10点
事業計画の妥当性	(1) 課題の把握が十分にできており、当該課題の解決が見込める事業計画となっているか。	15点
	(2) 事業の計画は、クリエイター等との連携を前提とし、かつ連携するメリットを整理した適切な計画となっているか。	15点
	(3) 事業の計画に係る経費の積算は適切か（事業に直接の関わりのない経費等が積算されていないか。）。	10点
実現可能性	事業は定められた期間内に完了することが見込まれるか。	10点
事業実施の効果・波及性	事業の内容が新たな取組であって、波及性がありかつ将来性があるものと見込まれるか。	10点
対象事業としての妥当性	全体を通して対象事業として妥当か。	20点

加点項目

項目	要件	配点
パートナーシップ構築宣言	補助事業の申請時点において「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (http://www.biz-partnership.jp/index.html) に登録し、公開されているものづくり事業者	5点
賃金引上げ表明	補助事業実施期間の終了時点において、事業場内の給与支給総額を年率3パーセント以上増加すること（賃金引上げ）を従業員に対して表明するものづくり事業者	5点